

令和7年（モ）第3879号 文書提出命令の申立事件

（基本事件 令和7年（ワ）第7441号 国家賠償請求事件）

申立人（基本事件原告） 柴■■■■ ほか3名

相手方（基本事件被告） 国

文書提出命令申立てに対する意見書

令和8年2月27日

東京地方裁判所民事第50部合D係 御中

被告指定代理人 橋本政和

津野立也

杉田龍政

阿川嘉道

武田寛子

高橋一光

金山亮吾

被告は、本意見書において、原告らの2025年12月3日付け文書提出命令申立書（以下「原告ら文書提出命令申立書」といい、同申立書による文書提出命令の申立てを「本件文書提出命令申立て」という。）について意見を述べた上（後記第1）、その理由について述べる（後記第2）。

なお、略語等は、本意見書で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 意見

本件文書提出命令申立ては、却下されるべきである。

第2 理由

1 本件文書提出命令申立ての内容

原告らは、①「保釈の逃亡率について、罪刑別のデータが記載された書面」、②「公訴事実と同一の前科・前歴を有する者とそうでない者の保釈の逃亡率について比較できる形式のデータが記載された書面」、③「公訴事実と同種の前科・前歴を有する者とそうでない者の保釈の逃亡率について比較できる形式のデータが記載された書面」、④「公訴事実の内容や一件記録により公訴事実の犯罪を反復する習性があるとされる者とそうでない者の保釈の逃亡率について比較できる形式のデータが記載された書面」（以下、これら①から④までの書面をまとめて「本件各文書」という。）について、本件文書提出命令申立てをしている（原告ら文書提出命令申立書1ページ）。

2 被告は本件各文書を所持していないこと

文書提出命令の申立てに当たっては、申立人において、対象文書が存在することを立証しなければならないが、対象文書が存在しない場合は、文書提出命令を発することはできないと解される（秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法IV〔第2版〕477ページ、門口正人編・民事証拠法大系第4巻174ページ、山本和彦ほか編・文書提出命令の理論と実務〔第2版〕133ページ）。

そして、被告は、本件各文書を所持していない。

3 本件各文書は証拠調べの必要性が認められないこと

原告らは、本件各文書により証明すべき事実を、①「刑事訴訟法 89 条 1 号 該当の犯罪を犯したとして起訴された被告人が、他の犯罪を犯したとして起訴された被告人と比較して「保証金の担保によっては逃亡を防止することができない」（被告準備書面(1) 37 頁) ことを裏付ける事実がないこと」、②「刑事訴訟法 89 条 3 号に該当すると判断された被告人が、同号に該当しないと判断された被告人と比較して「定型的に逃亡のおそれが極めて強い」（被告準備書面(1) 39 頁) ことを裏付ける事実がないこと」であるとする（原告ら文書提出命令申立書 2 ページ）。

しかし、被告準備書面(1) 第 5 の 2 (2) (37 及び 38 ページ) で述べたとおり、刑訴法 89 条 1 号（注：令和 4 年法律第 67 号による改正前は「被告人が死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。」）は、いわゆる重罪といわれるもので、有罪の判決がなされると相当に重い刑に処せられる場合であり、保証金の担保によっては逃亡を防止することができないと定型的に考えられたために設けられた規定であり、被告は、これを裏付ける証拠として、乙第 5 号証及び 17 号証を提出している。また、被告準備書面(1) 第 6 の 2 (1) (39 ページ) で述べたとおり、刑訴法 89 条 3 号（注：令和 4 年法律第 67 号による改正前は「被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。」）は、同号に規定するような被告人は、定型的に逃亡のおそれが極めて強いため、必要的保釈の除外事由とされたものであり、被告は、これを裏付ける証拠として、乙第 17 号証を提出している。

したがって、本件各文書に証拠調べの必要性は認められない。

4 まとめ

以上のとおり、そもそも被告は本件各文書を所持していない上、本件各文書

の証拠調べの必要性も認められず、本件文書提出命令申立ては、理由がないことが明らかであるから、却下されるべきである。

以 上